文化施設利用サポート緊急事業補助金交付要綱

令和5年6月19日 文化スポーツ局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、芸術文化公演等の開催をする利用者の施設利用料を減免した施設に対して、予算の範囲内で補助金を交付するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付等に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1)施設利用者とは、本補助事業の交付対象となる施設(以下「対象施設」という。)にて実演により表現される音楽、舞踊、演劇、古典芸能、演芸その他の芸術及び芸能の公演又はそれに伴う練習を行う者のことをいう。
 - (2)施設利用料とは、対象施設において定める通常の料金のことをいう。なお、冷暖房以外の付属設備利用料は除く。

(補助金交付対象施設)

- 第3条 対象施設は、神戸市内に所在する劇場、ホール、ライブハウス等であって、次の要件をすべて満たすものとして、施設を所有又は運営する者からの申請に基づき市長が登録したものとする。
 - (1)施設利用料が対外的に明示されていること。
 - (2)貸館として広く一般に供されていること。
 - (3)収容人数が100人以上の施設であること。
 - (4)本事業に基づき、施設利用者に対して施設利用料を減免する施設であること。
 - 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象事業 を行うための施設とはならない。
 - (1)役員等(施設の経営者が個人である場合にはその者、法人である場合には その法人の役員若しくはその支店若しくは営業所(常時施設に関する業務 の契約を締結する事務所をいう。)の代表者又は団体である場合には代表 者若しくは理事等をいう。)が暴力団員若しくは暴力団密接関係者と認め られる施設
 - (2)暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる施設

- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第1 22号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行う施設
- (4)廃止された施設
- (5) その他、市長が適当でないと認める施設

(補助対象事業を行うための施設の登録)

- 第4条 補助対象事業を行うための施設の登録は、施設を所有又は運営する者が、 施設登録申請書(様式第1号)を市長へ提出することにより行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定により提出された申請につき、内容その他必要な事項を審査し、対象施設として登録するか否かを決定するものとする。
- 3 市長は、対象施設が前条第2項各号のいずれかに該当した場合には、前項の登録の決定を取り消すものとする。
- 4 市長は、施設を登録した際にはその旨を公表する。

(減免対象事業)

- 第5条 対象施設は、当該施設において実施される事業が次の各号の要件をすべて 満たす場合、施設利用者に対し、本補助事業により施設利用料を減免した上 で、市長に対し、第8条に定める交付申請を行うことができる。
 - (1)対象施設において実演により表現される音楽、舞踏、演劇、古典芸能、演芸その他の芸術及び芸能の公演及び公演に伴う練習等のうち、令和5年8月1日から令和6年3月31日の間の平日に実施するものであること。
 - (2) 対象施設が第6条に定める補助対象経費を2分の1以上減免する事業であること。
 - (3) 貸館事業であること。
 - (4)対象施設において実施する事業であること。
 - (5)神戸市又は神戸市の外郭団体等から他の助成を受けていない事業であること。
 - (6) 観衆を限定せず、一般に広く供される事業であること。
 - (7)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団又は第6号に規定する暴力団員が役員もし くは代表者として、もしくは実質的に経営に関与している者その他暴力も しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者以外の者が 実施する事業であること。
- 2 対象施設は、本制度による施設利用料の減免を行う場合は、事前に施設利用料 減免予定書(様式第2号)を市長へ提出しなければならない。
- 3 対象施設は、本補助事業により施設利用料を減免する事業について、施設利用

者に対して施設利用料減免予定書(様式第2号)の記載内容に相違がないか確認し、事実と異なる記載がある場合は修正を行うこと。

4 対象施設は、施設利用者が実施する公演及び公演に伴う練習等が本補助事業による施設利用料の減免の対象に該当すると知ったときは、速やかに施設利用者に知らせなければならない。

(対象経費)

第6条 補助事業の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、令和5年8月1日から令和6年3月31日の間に実施される公演及び公演に伴う練習等に係る経費のうち、施設利用料に対外的に明示されている施設規定による割引又は割増を適用したものとする。但し、公演に伴う練習等に係る経費は、公演と同日のものに限る。

(補助金の額)

- 第7条 市長は、対象施設に対し、本制度に基づき施設利用料を減免した額もしくは補助対象経費の3分の2のいずれか少額のものを上限に補助する。但し、施設利用者一者あたり一日35万円を超える場合には、一日あたり35万円を上限とする。
- 2 前項の規定により得た金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て るものとする。

(交付申請)

- 第8条 対象施設は、補助金規則第5条第3項に基づき補助金の交付を申請するときは、令和6年3月31日までに、次に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。
 - (1)補助金交付申請書(様式第3号)
 - (2)施設利用料減免予定書(様式第2号)
 - (3)減免後の施設利用料を領収したことを証する書類
 - (4) その他市長が定める書類

(交付の決定)

- 第9条 市長は、前条により提出された書類を審査のうえ補助金の交付を決定し、 補助金交付決定通知書(様式第4号)により対象施設に通知のうえ、補助金を交 付するものとする。
- 2 市長は、前項の補助金交付決定にあたり、条件を附すことができる。
- 3 市長は、申請事業が次の要件に該当する場合、補助金不交付決定通知書(様式第5号)により対象施設に速やかに通知するものとする。
 - (1) 第8条に定める期日経過後に提出されたもの。

- (2) 第5条第1項各号のうち、いずれかを満たしていないもの。
- (3) 虚偽の事項を記載しているもの。
- (4) 事業を中止又は対象期間外に延期しているもの。
- (5)対象施設において施設利用料を減免していないもの。
- (6) その他審査の結果不適当と認めるもの。

(交付決定の取消し)

- 第10条 市長は、補助金交付申請及び請求の内容に虚偽又は不正があったときは、 補助金交付決定を取り消すことができる。
- 2 市長は、前項の規定により補助金交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により、対象施設に対して速やかに通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。
 - (1)前条の規定により、補助金交付決定が取り消されたとき。
 - (2)補助金規則第10条又は第19条により、補助金の交付の決定の全部又は一部 を取り消されたとき。

(加算金及び遅延利息)

- 第12条 第9条の規定による補助金交付決定を受けた者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、補助金規則第21条に定める方法により算定した加算金及び遅延利息を市に納付しなければならない。
- 2 前項の加算金及び遅延利息に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、主管局長が別に定める。

附則

(施行期日)

- この要綱は、令和5年6月19日から施行する。
- この要綱は、令和5年7月20日から施行する。

施設登録申請書

神戸市長 様

施設名	
施設所有者又は運営者名	
施設の所在地	〒

文化施設利用サポート緊急事業補助金交付要綱第4条の規定により、施設登録を申請します。

その規定により、施設登録を申請します。

【誓約事項】

本申請にあたり、当方(法人の場合は「当法人」、個人の場合は「私」を意味する)は、本申請に係る施設について、次のことを誓約いたします。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、 登録を受けられないことになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

また、必要な場合には、兵庫県警察本部に照会することを承諾します。

- 1 文化施設利用サポート緊急事業補助金交付要綱第3条第1項の要件を満たしている。
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行う施設に該当しない。
- 3 当方及び当方の役員等(役員若しくはその支店若しくは営業所(常時施設に関する業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者又は団体である場合には代表者若しくは理事等をいう。)は、次に掲げる者のいずれにも該当しない。

また、次に掲げる者はいずれについても、当方の経営に実質的に関与していない。

- (1) 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者
- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員等の統制下にある者
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 4 申請にかかる一切の提出書類の内容に虚偽はない。

(誓約事項の確認) 施設所有者又は運営者名

(施設名) 施設利用料減免予定書

神戸市長 様

新規・変更	
施設登録番号	
施設名	
担当者名	
TEL	
利用者名	
事業名	
観客数 (予定)※公演後に実際の観客数を報告すること。分野※複数分野にまたがる場合は、主となる分野を選択 (「その他の芸術・芸能」を選んだ場合、具体的に記載)	
事業内容	
公演の鑑賞料 (「有」を選んだ場合、具体的な金額を記載)	
利用するホール・室の名称	
	令和 年 月 日() : ~ :
【用途】 神戸市HPでのイベント情報掲載の可否 ※掲載可を選択した場合、神戸市HPに公演名、開催場所・	令和 年 月 日() : ~ :
【用途】 神戸市HPでのイベント情報掲載の可否 ※掲載可を選択した場合、神戸市HPに公演名、開催場所・ 日時等が掲載されます。 注意事項 ※施設利用者に事前に確認すること ①観客が限定された(会員のみ鑑賞可能である等)事業	令和 年 月 日() : ~ :
【用途】 神戸市HPでのイベント情報掲載の可否 ※掲載可を選択した場合、神戸市HPに公演名、開催場所・ 日時等が掲載されます。 注意事項 ※施設利用者に事前に確認すること ①観客が限定された(会員のみ鑑賞可能である等)事業 ではありません。	令和 年 月 日() : ~ :
【用途】 神戸市HPでのイベント情報掲載の可否 ※掲載可を選択した場合、神戸市HPに公演名、開催場所・日時等が掲載されます。 注意事項 ※施設利用者に事前に確認すること ①観客が限定された(会員のみ鑑賞可能である等)事業ではありません。 ②映画上映会、講演会、会議、講習会、式典ではありません。 ③神戸市又は神戸市の外郭団体等から他の助成を受け	令和 年 月 日() : ~ :
【用途】 神戸市HPでのイベント情報掲載の可否 ※掲載可を選択した場合、神戸市HPに公演名、開催場所・日時等が掲載されます。 注意事項 ※施設利用者に事前に確認すること ①観客が限定された(会員のみ鑑賞可能である等)事業ではありません。 ②映画上映会、講演会、会議、講習会、式典ではありません。 ③神戸市又は神戸市の外郭団体等から他の助成を受けていません。 ※施設側の確認事項 ④施設の自主事業ではありません。	令和 年 月 日() : ~ :
(用途) 神戸市HPでのイベント情報掲載の可否 ※掲載可を選択した場合、神戸市HPに公演名、開催場所・日時等が掲載されます。 注意事項 ※施設利用者に事前に確認すること ①観客が限定された(会員のみ鑑賞可能である等)事業ではありません。 ②映画上映会、講演会、会議、講習会、式典ではありません。 ③神戸市又は神戸市の外郭団体等から他の助成を受けていません。 ※施設側の確認事項 ④施設の自主事業ではありません。 ⑤虚偽の内容を申告した場合や、文化施設利用サポート緊急事業補助金交付要綱第5条第1項に定める減免対象を満たさない場合、補助金は不交付又は取消とな	令和 年 月 日() : ~ :
神戸市HPでのイベント情報掲載の可否 ※掲載可を選択した場合、神戸市HPに公演名、開催場所・日時等が掲載されます。 注意事項 ※施設利用者に事前に確認すること ①観客が限定された(会員のみ鑑賞可能である等)事業ではありません。 ②映画上映会、講演会、会議、講習会、式典ではありません。 ③神戸市又は神戸市の外郭団体等から他の助成を受けていません。 ※施設側の確認事項 ④施設の自主事業ではありません。	令和 年 月 日() : ~ :
#戸市HPでのイベント情報掲載の可否 ※掲載可を選択した場合、神戸市HPに公演名、開催場所・日時等が掲載されます。 注意事項 ※施設利用者に事前に確認すること ①観客が限定された(会員のみ鑑賞可能である等)事業ではありません。 ②映画上映会、講演会、会議、講習会、式典ではありません。 ③神戸市又は神戸市の外郭団体等から他の助成を受けていません。 ※施設側の確認事項 ④施設の自主事業ではありません。 ⑤虚偽の内容を申告した場合や、文化施設利用サポート緊急事業補助金交付要綱第5条第1項に定める減免対象を満たさない場合、補助金は不交付又は取消となります。 施設利用料(基本料金) ※音響・照明等付帯設備費、振込手数料等は計上しない	令和 年 月 日() : ~ :

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

神戸市長 様

文化施設利用サポート緊急事業 補助金交付申請書

みだしの事業を実施したので、補助金を交付願いたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額等(単位:円)

施設利用料(基本料金)	減免額	
施設規定の割引・割増 適用後の料金	交付申請額	

2. 添付書類

- (1)減免後の施設利用料を領収したことを証する書類
- (2)施設利用料減免予定書(様式第2号)
- (3) その他市長が定める書類 (減免事業一覧等)
- 3. 申請者 (請求者)

団体住所	〒
団体名称	
代表者職・氏名	
電話番号	

補助金の受け取りを下記の者に委任します。

(受任者)※口座名義が請求者と異なる場合に記入すること。

(2 11 17)	H ** H *
住 所	〒
団 体 名	
氏 名	
電話番号	

4. 振込先口座 ※口座名義は、請求者又は受任者と同一の名義であること。

金融機具	1名		銀行・金庫・組合	 支店・出張所	
預金種	目	1. 普通	2. 当座	その他 ()
口座番	号				
口应点	华	(漢字)			
口座名	莪	(カナ)			

神文文交第 号 年 月 日

様

神戸市長

文化施設利用サポート緊急事業 補助金交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあったみだしのことについて、下記の条件を付して交付することを決定したので通知します。

記

- 1. 交付決定額
- 2. 交付に係る条件

神戸市補助金等の交付等に関する規則及び文化施設利用サポート緊急事業補助金交付要綱に従うこと。

 神文文交第
 号

 年
 月

 日

様

神戸市長

文化施設利用サポート緊急事業 補助金不交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあったみだしのことについて、不交付とすることに決定したので通知します。

神文交交第 号年 月 日

様

神戸市長

文化施設利用サポート緊急事業 補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で通知した交付決定について、以下のとおり取消しますので通知します。

- 1. 交付決定を取消す理由
- 2. その他